

## ○ 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 22 年 3 月 30 日

最近改正 平成 25 年 5 月 1 日

### (目 的)

第 1 条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 105 分の 100 を乗じて得た額とする。

### (設定の基準)

第 3 条 電子入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次の各号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、1 つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

ただし、地質調査業務を除く業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

### (1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務

| 業種区分                     | ①           | ②           | ③                                | ④                             |
|--------------------------|-------------|-------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 測量業務                     | 直接測量費<br>の額 | 測量調査費<br>の額 | 諸経費の額に 10 分の<br>4 を乗じて得た額        | —                             |
| 建築関係の建設<br>コンサルタント<br>業務 | 直接人件費<br>の額 | 特別経費の<br>額  | 技術料等経費の額に<br>10 分の 6 を乗じて得<br>た額 | 諸経費の額に 10<br>分の 6 を乗じて得<br>た額 |

|        |         |                      |                           |                    |
|--------|---------|----------------------|---------------------------|--------------------|
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額 |
|--------|---------|----------------------|---------------------------|--------------------|

- (2) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額で算出しているもの

| 業種区分             | ①       | ②      | ③                    | ④                     |
|------------------|---------|--------|----------------------|-----------------------|
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務    | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 |

- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、技術経費及び諸経費の合計額で算出しているもの

| 業種区分             | ①       | ②      | ③                   | ④                  |
|------------------|---------|--------|---------------------|--------------------|
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務    | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |

- 2 紙入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、前項各号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額とする。

ただし、地質調査業務を除く業務で、その金額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる地質調査業務を除く業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約当事者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第 4 条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万円以上の場合、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。